

小郡市議会基本条例検証結果

平成28年3月24日

| 議会の活動原則（第2条） | |
|---|--|
| 成 果 | 課 題 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・政策提案とまではいかないが、予算・決算審査特別委員会で意見を取りまとめ議会としての意思表示を行うことができた。 ・市民との意見交換会等が定着するとともに市民参加の機会が拡充してきた。 ・議会活動の信頼性が市民に認知されてきた。 ・各委員会の所管事務調査の実施等に伴い、各議員の専門性が高まってきた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・政策提案については、委員会年間活動が最終的に政策提案に収れんされるように計画づくりをしていく必要がある。そのために、各委員会のテーマが活動計画、視察、意見交換等につながっていることが重要であり、今後はさらに各委員会からの課題提起による政策討論会において合意形成し政策提案として作り上げていくことが必要である。 ・政策提案は担当課との協議レベルにとどまっており、充実強化をすべきである。 ・市政運営に対し単なる追認機関となっているのではないか。 |

| 議員の活動原則（第3条） | |
|--|---|
| 成 果 | 課 題 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・予算・決算審査特別委員会では、自由討議の進め方が定着しつつあり、議論した内容の取扱いについても一定の整理ができた。 ・市民の生活実態や政策課題を把握するため、議会全体および委員会で意見交換会や現地視察をすることができた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・もっと現場に行って、具体的課題を正確に把握する必要がある。 ・議員には市民の重い付託を受けた職責があり、信頼なくしては成立しえない。したがって議員は各々の使命と立場を深く自覚し公人としての行動にいつそう心掛けなければならない。 ・校区の議員という認識があり一部地域に偏りがちで校区のことは見えるが他の地域が見えにくい。市全体を把握するため、積極的に活動するべきである。 |

| 市民参加及び市民との連携（第4条） | |
|--|---|
| 成 果 | 課 題 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市民への情報公開は、委員会のインターネット配信など、着実に進めることができた。 ・市民との意見交換会が定着し、特に本年度は土曜日午後開催や消防団等への呼びかけにより参加者を回復することができた。 ・意見交換会で出された意見を委員会でまとめ政策課題を整理し委員会活動に生かすことができた。 ・市民との意見交換会の実施を踏まえ、特に座談会形式で行ったことにより幅広い市民の意見を聞くことができた。 ・常任委員会で市民や市民団体との意見交換会で意見収集を行うことができた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会（予算・決算等）の中継を検討するべきである。 ・委員会中継の実施は市民、行政への影響があったと思われる。暫時休憩の中継については今後引き続き検討が必要である。 ・議会や委員会が必要と認めた場合は提案や意見として伝えるなど議会としての見解を公表する機会を考えるべきである。 ・市民との意見交換会は、内容を充実するため20分の分散会を60分の分科会にすることも検討する。また、参加者の多くが地域の役職者であり、一般市民の参加を増やすことが課題である。 ・市民の立場に立った企画を考案するべきである。 ・意見交換会の実施内容、広報、動員など充分ではなかった。 ・市民との意見交換会で出た意見が所管課への要望として伝えるだけで、政策提案に結びつけるための仕組みや討議の場を作る方法を検討すべきである。 ・議員は日常的に市民生活に寄り添い、現場の話を聞き目で確かめ市民の願いを議会活動を通して実現していくようにするべきである。 |

| 議会及び議員と市長等の関係（第5条） | |
|---|--|
| 成 果 | 課 題 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・一問一答方式による質疑応答となっており質問内容が濃くなっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・反問権は、内容を限定せずに規定しているが、まだ活用は無い。 ・予算・決算審査特別委員会からの意見に対し、誠実な対応がなされるべきで、これまで十分になされたとは言えない。二元代表の一方である議会の意思にはもっと敬意が払われなければならない。 ・一般質問の中で推測に基づく内容があり、質問内容の十分な裏付けを取ることが必要である。 |

| 市長等による政策等の説明（第6条） | |
|---|---|
| 成 果 | 課 題 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて説明を求めてきた。 ・全員協議会で説明もあり、成果が向上している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育大綱、人口ビジョン等は議決事件にし、もっと議論すべきである。 ・執行部の説明が不十分で明確ではないため、議会として積極的な説明を求めていくべきである。 |

| 予算及び決算における説明資料（第7条） | |
|---|---|
| 成 果 | 課 題 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・予算資料については、一定の統一ができた。 ・予算説明資料が事前に配布され目を通すことができるようになった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・予算説明資料の更なる充実を目指すべきである。 ・決算については、主要施策報告書の充実を目指すべきである。 ・決算審査時の主要施策報告書にある事業評価は実施したかどうかだけでなく施策効果についても書くべきである。 ・説明が不十分で積算根拠・目的など明確な説明資料の提出を求めるべきである。 ・決算に係る主要施策報告書の内容に関して、毎年同じものが多く、記載内容の検討を要望すべきである。 |

| 法律第96条第2項の議決事件（第8条） | |
|--|---|
| 成 果 | 課 題 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・今年度は、総合振興計画後期計画について早い段階から策定に関与し議会の意思を反映させることができた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・議決事件の決定については、年度当初に議会運営委員会で論議し、当年度に策定が予定される計画等を議決事件とするかどうか検討することが必要である。 |

| 自由討議による合意形成（第9条） | |
|--|---|
| 成 果 | 課 題 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・自由討議による合意形成は、議会がめざすべき形であり、手探りながら一定の成果を収めてきている。 ・予算・決算審査特別委員会では、自由討議の進め方が定着しつつあり、議論した内容の取扱いについても一定の整理ができた。 ・委員間討議で、合意形成に向け論議することができた。特に、予算決算委員会では、合意した事項を議会全体の意見として意思表示することができた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・さらに自由討議を充実させていく。 ・常任委員会での合意形成を目指し、議員同士が議論を行い意見の集約化をするため、今後更なる自由討議の工夫が必要である。 |

| 委員会の活動（第10条） | |
|--|---|
| 成 果 | 課 題 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画に沿った委員会視察報告や調査活動及び委員会ごとの市民団体等との意見交換は具体的な成果を収めることができた。 ・議案内容につき、現地を視察し、実態調査を行った。 ・行政視察後、担当部署へ報告を行い意見交換することができた。 ・委員長会を開催し議会運営を円滑に進めることができた。 ・視察研修や市民団体との意見交換会等、一定年間計画に沿った活動ができた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換や調査研究を充実させて政策提案に繋げていくことが必要である。 ・参考人制度及び公聴会制度の活用については、引き続き今後の課題。 ・委員会年間テーマについて、さらに細かい情報収集や研究をスピーディに行っていく必要がある。 ・活動報告について執行部との意見交換を積極的に行うべきである。 ・視察時の報告のあり方についてルール作りが必要である。 ・一貫性のあるテーマを持って政策提案に結びつけるためのシステムの構築が必要である。 ・専門的・政策的識見をもっと活用する必要がある。 |

| 議員研修の充実強化（第11条） | |
|---|---|
| 成 果 | 課 題 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・机上だけでなく現場研修を行い議員のレベルアップにつながっている。 ・各常任委員会が担当して全体議員研修を行うことで、幅広い領域での研修を行うことができた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後、議員提出議案の内容・つくり方等について議員間で論議していくことが必要である。 ・政策立案能力向上のための研修を強化すべきである。 ・研修内容については、それぞれの委員会の年間テーマを基本に当面解決すべき課題に沿うものにするべきである。 ・市町村アカデミー主催の議員研修やセミナーなどへの積極的参加が出来るよう制度を設けるべきである。 |

| 議会事務局の体制整備（第12条） | |
|--|---|
| 成 果 | 課 題 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・議会と連携の取れた体制になってきた。 ・議案や予算書がPDFで配布され大変便利になり、スキャナーの購入により資料配布の利便性が向上した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・法制執務機能については、職員の常設の必要はないと思うが、人員確保などさらに強化が必要である。 ・議会運営や政策研究にかかわる情報収集を行うべきである。 ・調査・提案に対して充分ではなく、事務局体制確立のために人員や設備を充実させる必要がある。 ・議員への連絡方法をショートメッセージやLINEなどの活用を検討すべきである。 |

| 議会広報の充実（第13条） | |
|---|--|
| 成 果 | 課 題 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・議会広報特別委員会の取り組みにより、広報活動が充実してきた。 ・議会だより編集についての研修も毎年受けており、編集の方向性が固まってきた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在の議会ホームページでは、議会改革の内容が見えてこないの、ホームページの内容を充実させる必要がある。 ・若い年齢層や女性にもわかりやすい表現を検討すべきである。 ・ホームページは、常任委員会の活動計画や各種視察研修報告などさらに情報量を増やし、スピーディに情報を発信するべきである。 ・特別委員会ではなく常任委員会とする検討もすべきである。 ・市民の知りたい情報を把握し、より解りやすい紙面づくりを行う必要がある。 ・市民の方がどの位読まれているのか、また載せて欲しい内容や要望などの状況調査をする必要がある。 |

| その他 これまでの取り組みについて | |
|--|--|
| 成 果 | 課 題 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・議会の内容（広報、意見交換会、インターネットの放映、研修等）が充実し、レベルアップした。 ・タブレットについては活用法についての研修会を持つことができ、多くの議員が活用するようになった。 ・鳥栖市議会と特区構想についての合同研修会や意見交換会を持つことができた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・議会改革はなされてきたが、市全般としての成果が今一步だ。今後は費用対効果も検討していくべきである。 ・ICT化については、今のところ、一部議員の努力に負うところが大きく恒常的に運営していくためにどうするかは検討がいる。 ・連携中枢都市である久留米市議会との意見交換会を持ち、課題や情報の共有を図ることが必要ではないか。 ・議会人としての認識を持ち公務を優先した活動をするべきである。 ・議案や資料等のペーパーレス化については、執行部とも協議し更に進めていく必要がある。 ・議会全体の充実と活性化のため大学など専門的な識見者と連携を図り、確固たるシステムを構築する必要がある。 ・委員会中継を議会運営委員会及び特別委員会まで拡大することを検討すべきである。 |